

市制施行50周年記念事業

令和3年度児童虐待防止啓発講演会

「ヤングケアラー当事者の人生から考える支援の方法」

担当 子ども政策課 ☎046(252)8026
FAX 046(255)5080
✉jidou@city.zama.kanagawa.jp

Yankee(株)代表 〇保育 100円(0歳の宮崎成悟さんを講師に招き、児童虐待防止啓発講演会を開催します(手話通訳・要約筆記あり)。

〇とき 11月18日(木)午後2時~3時30分(午後1時30分受付開始)
〇ところ ハーモニーホール座間小ホール

〇定員 150人(申込順)
〇参加費 無料



講師の宮崎成悟さん

市民自主企画講座 「座間の中世を探る」

「市重要文化財『北条藤菊丸棟札』を手がかりに」

担当 生涯学習課 ☎046(252)8472
FAX 046(252)4311

〇とき 11月9日~30日の毎週火曜日午後1時30分~3時30分(全4回)
〇ところ サニープレイス座間3階多目的室

〇内容 市重要文化財である鈴鹿明神社の棟札から座間の歴史を学ぶ
〇対象 どなたでも
〇定員 50人(申込順)
〇参加費 無料
〇持ち物 筆記用具など
〇申込方法 電話、ファクスまたは直接担当へ

〇講師 元国学院大学文

アヤセ・プロムナード・コンサート

ひとときの休息〜バイオリンとピアノの調べ〜

担当 生涯学習課 ☎046(252)8476
FAX 046(252)4311

〇とき 令和4年1月16日(日)午後2時30分から(午後2時開場)

〇ところ 綾瀬市オーエンホール
〇対象 4歳以上(小学生以下保護者同伴)
〇定員 500人(全席指定・座席は選べません)

〇内容 バイオリンと神奈川フィルハーモニー管弦楽団との共演、バイオリンとピアノの共演
〇曲目 ビバルディ「四季」他
〇出演 神奈川フィルハーモニー管弦楽団、首席

番号、同伴者全員の氏名・電話番号を明記して下さい

緊急通報ファクス119番

担当 消防管理課 ☎046(256)2214
FAX 046(256)2215

市では、緊急通報ファクスに円滑に対応するため、緊急通報ファクス119番緊急通報訓練を実施します。

同訓練は、聴覚・言語に障がいがある方からの火災、救急などの要請に迅速・的確に対応するため、「海老名市・座間市・綾瀬市消防指令センター」に設置している緊急通報ファクスを利用して行います。

同訓練では、利用者から

252-1192綾瀬市役所生涯学習課「アヤセ・プロムナード・コンサート」係宛てに郵送(1枚で4人まで応募可。当日消印有効)

※結果は12月中旬に通知予定。

〇問い合わせ先 綾瀬市生涯学習課 ☎046(770)5670

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止する場合があります。
※この事業は、市町村振興宝くじ「サマージャンボ宝くじ」の収益金が充てられています。

最近の消費生活相談事例

担当 広聴人権課 ☎046(252)8495
FAX 046(252)0220

次のような相談事例が増えていきます。消費生活について困ったときは、消費生活センターへご相談ください。

高齢者の自宅の売却トラブルに注意
自宅の売却契約はフリーリング・オフできません

◆事例
1人暮らしの自宅に突然、不動産業者が訪ねて来て、住んでいるマンションの売却を勧められた。「今なら高額で売れる」「今売ったら入所できる施設も紹介する」などと長時間勧誘をされ、契約書にサインをしてしまった。

「アドバイス」
自宅を不動産業者に売却した場合、フリーリング・オフはできません。

よく分からないことや納得できないことがあったら、解決するまで契約はしないようにしましょう。

勧誘が迷惑だと思ったらきっぱりと断り、今後は勧誘しないように伝えましょう。

〇相談方法 電話または直接同センターへ(市役所1階広聴人権課内)
〇専用電話 ☎046(252)8490(受付時間外は☎188へ)

不安に思った場合やトラブルになった場合は消費生活センターなどに相談しましょう。

消費生活センターでは、専門の資格を持つ相談員が、商品やサービスの苦情や事業者とのトラブルの相談、問い合わせなどを受け付け、問題解決のためのサポートをしています。

〇受付時間 月曜~金曜日 午前9時30分~正午、午後1時~4時(年末年始祝・休日を除く)
※偶数月の第2水曜日は午後のみ。

〇ご利用ください消費生活センター

上級救命講習

担当 消防管理課 ☎046(256)2211
FAX 046(256)2215

〇とき 10月25日(月) 午前9時~午後6時(午前8時45分受付開始)
〇ところ 消防庁舎4階救急講習室

〇内容 心肺蘇生法(人工呼吸の実技なし)、自

動体外式除細動器(AED)の使用、止血法習得、傷病者管理、外傷の処置要領、搬送法など

〇持ち物 マスク、筆記用具、昼食

〇定員 10人(申込順)
〇対象 中学生以上の市内在住・在勤・在学者(子ども連れでの受講不可)

10月は中小企業退職金共済制度の加入促進強化月間

担当 商工観光課 ☎046(252)7604
FAX 046(255)3550

中小企業退職金共済制度は、独自では退職金制度を設けることが困難な中小企業に対して、事業者の相互共済の仕組みと国の援助によって設けられた国の制度です。詳しくは、(独)

勤労者退職金共済機構のホームページ(https://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/)をご覧ください。また、中小企業者の負担軽減と従業員の雇用安定のため、退職金共済掛金の一部を補助していますので、ご利用ください。